

静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程

平成19年4月1日 規程第1号

改正 平成20年4月1日、平成20年4月2日、平成21年10月1日
平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成30年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第14条第1項の規定に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）において採用、昇任又は配置換（教育研究組織間を異動する場合に限る。）により任用する教員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、「同意書（様式第1号）」により任用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程により任用された教員（以下「任期付教員」という。）の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任用中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査に関する事項については、別に定めるものとする。

(育児休業等を取得した場合の特例としての任期)

第5条 理事長は、任期付教員が当該任期中に次の各号に掲げる休業等（以下「育児休業等」という。）を取得した場合において、当該教員が「育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書（様式第2号）」により申し出たときは、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に、特例としての任期を付すことができる。

(1) 産前産後休暇（静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成19年規程第8号）第23条第1項第8号の規定に基づく特別休暇をいう。）

(2) 育児休業（静岡県公立大学法人職員育児休業等に関する規程（平成19年規程第10号）第2条の規定に基づく育児休業をいう。）

(3) 介護休業（静岡県公立大学法人職員介護休業等に関する規程（平成19年規程第11号）第2条の規定に基づく介護休業をいう。）

2 特例としての任期は、当該教員が取得する育児休業等の期間を限度とする。

(任期の定めのない教員への転換)

第6条 別表に規定する教育研究組織の任期付教員は、別に定めるところにより、任期の定めのない教員となることができる。

(公表)

第7条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものと

する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員の任期に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 法人成立の日以前に、静岡県立大学教員の任期に関する規程に基づき任用された者については、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に採用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月2日から施行し、同日以降に採用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に任用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、第5条については平成24年1月1日以降に育児休業等を取得する（取得中の場合も含む。）任期付教員に適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に任用するものに適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項	根拠
・薬学部 ・食品栄養科学部	講師	5年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は5年とする。	法第4条第1 項第1号
・大学院薬学研究院 創薬探索センター ・大学院食品栄養環境 科学研究院	助教	5年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は5年とする。	法第4条第1 項第1号
・看護学部	助教	5年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は5年とする。	法第4条第1 項第2号